

新千歳空港国際化推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、新千歳空港国際化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新千歳空港の国際化及び国際エアカーゴ基地の形成について調査検討を行うとともに、推進連絡活動を行い、もって本道の国際化や産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 路線維持・拡充に関する事業
- (2) 機能強化に関する事業
- (3) 利用促進に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の会員)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる会員をもって組織する。

(協議会の役員)

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 役員は、総会において選任し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2名以上置かれているときは、あらかじめ会長が定める順序によりその職務を代行するものとする。
 - 5 監事は、協議会の会計を監査する。
 - 6 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、別表第2に掲げる者とし、協議会に専門的知識に関して、意見を述べることができるものとする。

(総会)

第7条 協議会に総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。
 - (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
 - (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - (4) 協議会の解散に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項として会長が認める事項

- 5 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、あらかじめ会長が指名した会員がこれに当たる。
- 6 会長は、総会の開催の日時及び場所並びに総会に付議すべき案件をあらかじめ会員に通知しなければならない。
- 7 総会は、会員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 8 会員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該会員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会の議事は、出席した会員（前項の規定により出席したものとみなされる会員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。ただし、第4項第4号に掲げる事項にあっては、全ての会員の4分の3以上の同意をもって決するものとする。
- 10 第5項から前項までの規定にかかわらず、会長は、第4項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項について書面により会員の意見を徴することができる。この場合において、全ての会員（会長を除く。）の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 11 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第8条 協議会の事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第3に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関すること。
- 4 幹事会に幹事長を置き、北海道総合政策部航空港湾局長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会の開催等については、前条の規定の例により行うものとする。

（部会）

第9条 協議会は、第3条に掲げる事業についての課題を処理するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、第7条の規定に準じて会長が別に定める。

（会計）

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 会長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容について、総会の議決を得なければならない。
- 5 前4項に定めるもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、北海道総合政策部航空港湾局航空課に置く。
- 3 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道総合政策部航空港湾局航空課空港戦略担当課長をもって充てる。
- 5 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会長印、副会長印及び協議会印の管守に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 協議会の会議事務に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務
- 6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(剰余金等の処理)

第12条 協議会は、決算において剰余金が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において欠損金が生ずる見込みとなったときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(責任分担)

第13条 本会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和62年7月3日から施行する。

この規約は、平成21年5月15日から施行する。

この規約は、令和4年6月15日から施行する。

この規約は、令和5年6月13日から施行する。

別表第1（第4条関係）

会員

団体名	役職名
北海道経済連合会	会 長
一般社団法人北海道商工会議所連合会	会 頭
札幌商工会議所	会 頭
苫小牧商工会議所	会 頭
千歳商工会議所	会 頭
公益社団法人北海道観光振興機構	会 長
北海道経済同友会	代表幹事
一般社団法人北海道建設業協会	会 長
北海道商工会連合会	会 長
北海道中小企業団体中央会	会 長
ホクレン農業協同組合連合会	代表理事会長
北海道農業協同組合中央会	代表理事会長
一般社団法人日本旅行業協会北海道支部	支部長
北海道航空協会	会 長
公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター	会 長
公益社団法人北海道トラック協会	会 長
株式会社 AIRDO	代表取締役社長
北海道エアポート株式会社	常務取締役営業開発本部長
北海道旅客鉄道株式会社	代表取締役社長
北海道	知 事
札幌市	市 長
苫小牧市	市 長
千歳市	市 長
恵庭市	市 長
北海道市長会	会 長
北海道町村会	会 長

別表第2（第6条関係）

顧問

団体名	役職名
国土交通省北海道開発局	局長
法務省札幌出入国在留管理局	局長
財務省北海道財務局	局長
財務省函館税関	税関長
厚生労働省小樽検疫所	所長
経済産業省北海道経済産業局	局長
国土交通省北海道運輸局	局長
国土交通省東京航空局新千歳空港事務所	新千歳空港長
農林水産省横浜植物防疫所札幌支所	支所長
農林水産省動物検疫所北海道出張所	支所長

別表第3（第8条関係）

幹事

団体名	役職名
北海道	総合政策部航空港湾局長
札幌市	まちづくり政策局都市計画担当局長
苫小牧市	総合政策部長
千歳市	企画部長
北海道経済連合会	専務理事
一般社団法人北海道商工会議所連合会	専務理事
一般社団法人日本旅行業協会北海道支部	支部長
北海道エアポート株式会社	営業開発本部旅客営業部部長